

○富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例

昭和56年 3 月 24 日

富山県条例第 3 号

〔富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例〕を公布する。

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例

(平 6 条例 6 ・ 平 18 条例 14 ・ 改称)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 条例 6 ・ 平 18 条例 14 ・ 一部改正)

(設置)

第 2 条 県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もつて県民の健康及び福祉の増進に資するため、富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村（以下「家族旅行村」という。）を設置する。

(平 6 条例 6 ・ 平 18 条例 14 ・ 一部改正)

(位置)

第 3 条 家族旅行村は、富山市に置く。

(平 18 条例 14 ・ 全改)

(施設)

第 4 条 家族旅行村に次に掲げる施設を置く。

- (1) 広場
- (2) キャンプ場
- (3) オートキャンプサイト
- (4) グランピング施設
- (5) ケビン
- (6) 多目的ハウス
- (7) パークゴルフコース
- (8) シャワー棟
- (9) その他家族旅行村の設置の目的を達成するために必要な施設

(平元条例 69 ・ 平 3 条例 3 ・ 平 5 条例 3 ・ 平 6 条例 6 ・ 平 9 条例 5 ・ 平 10 条例 31 ・ 平 18 条例 14 ・ 令 4 条例 21 ・ 一部改正)

(行為の制限)

第5条 家族旅行村内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、行為の内容その他知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 家族旅行村の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の許可の申請に係る行為が家族旅行村の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 第1項の許可には、家族旅行村の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第6条 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、家族旅行村を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、家族旅行村の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 家族旅行村の施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 家族旅行村に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(指定管理者による管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に家族旅行村の管理を行わせるものとする。

(平17条例43・追加)

(指定管理者が行う業務)

第8条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 家族旅行村の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第10条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- (3) 第11条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他家族旅行村の管理に関して知事が必要と認める業務

(平17条例43・追加)

(利用期間及び利用時間)

第9条 キャンプ場、オートキャンプサイト、グランピング施設、ケビン、多目的ハウス及

びパークゴルフコースの利用期間及び利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に利用に供しない日を定めることができる。

(平17条例43・追加、平18条例14・令4条例21・一部改正)

(利用の承認)

第10条 キャンプ場、オートキャンプサイト、グランピング施設、ケビン、多目的ハウス又はパークゴルフコースを利用しようとする者は、規則で定める場合を除き、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1) 家族旅行村の施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他家族旅行村の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、家族旅行村の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平元条例69・平3条例3・平5条例3・平10条例31・一部改正、平17条例43・旧第7条繰下・一部改正、平18条例14・令4条例21・一部改正)

(利用料金)

第11条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（規則で定める者を除く。）又はシャワー棟内のシャワー室を利用しようとする者（第13条第1号において「利用の承認を受けた者等」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(平9条例5・追加、平17条例43・旧第12条繰上・一部改正、平18条例14・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(平9条例5・追加、平17条例43・旧第13条繰上・一部改正)

(利用料金の還付)

第13条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用の承認を受けた者等の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(平9条例5・追加、平17条例43・旧第14条繰上・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第14条 家族旅行村の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 家族旅行村の施設を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) その他知事が特に指示した事項

(平6条例6・追加、平9条例5・旧第12条繰下、平17条例43・旧第15条繰上、平27条例55・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、第10条第1項の規定により利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。
- (3) 第10条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他家族旅行村の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例43・追加)

(監督処分)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは家族旅行村からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、当該許可若しくは承認について前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 家族旅行村に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 家族旅行村の保全又は公衆の家族旅行村の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、家族旅行村の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平6条例6・旧第12条繰下、平9条例5・旧第13条繰下、平17条例43・一部改正)

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平5条例3・旧第13条繰下、平6条例6・旧第14条繰下、平9条例5・旧第15条繰下、平17条例43・旧第18条繰上)

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第14条の規定に違反した者

(3) 第16条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

(平27条例55・追加)

附 則

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の使用料については、この条例による改正後の富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成元年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第69号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表多目的ハウスの項の次にパークゴルフコースの項を加える部分を除く。）及び次項の規定は、平成3年4月1日から施行する。

（平成3年規則第32号で平成3年7月25日から施行）

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第3号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条を第14条とし、第12条の次に1条を加える改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第31号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の表富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村の項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県家族旅行村条例第7条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県家族旅行村条例第10条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成17年条例第110号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第14号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第55号）

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第21号）

この条例は、令和4年4月25日から施行する。

附 則（令和8年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

（平18条例14・全改、令4条例21・一部改正）

区分	利用期間	利用時間	
キャンプ場	4月25日から 11月30日まで	宿泊	午後2時から翌日の午前10時まで（宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあつては、午後2時から翌日の午前11時まで）
		日帰り	午前11時から午後4時まで
オートキャンプ サイト	4月25日から 11月30日まで	宿泊	午後2時から翌日の午前10時まで（宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあつては、午後2時から翌日の午前11時まで）
		日帰り	午前11時から午後4時まで
グランピング施設	4月25日から 11月30日まで	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで（宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあつては、午後4時から翌日の午前11時まで）
		日帰り	午前11時から午後3時まで
ケビン	4月1日から 11月30日まで	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで（宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあつては、午後4時から翌日の午前11時まで）
		日帰り	午前11時から午後3時まで
多目的ハウス	4月1日から 11月30日まで	宿泊	午後9時から翌日の午前8時まで
		日帰り	午前9時から午後9時まで
パークゴルフコース	4月25日から 11月30日まで	午前9時から午後5時まで	

別表第2（第11条関係）

（平18条例14・全改、平26条例21・平31条例9・令4条例21・令8条例6・一部改正）

区分		単位	金額
キャンプ場	宿泊	1区画につき	1,200円
	日帰り	1区画につき	600円
オートキャンプサイト	宿泊	1区画につき	5,800円
	日帰り	1区画につき	2,400円
グランピング施設	宿泊	1区画につき	30,600円
	日帰り	1区画につき	13,100円
8人用ケビン	宿泊	1棟につき	21,900円
	日帰り	1棟につき	9,300円
4人用ケビン	宿泊	1棟につき	13,700円
	日帰り	1棟につき	5,900円
多目的ハウス	一般	1人につき	1,800円
	高校生	1人につき	700円
	小・中学生	1人につき	500円
パークゴルフコース		1人1回につき	1,200円
シャワー室		1回につき	200円